

## 議案参考資料

[令和7年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

健康長寿課 介護管理給付係

### 議案名

議案第97号 桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

### 趣旨・目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

### 概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設を卒業した者は、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になることを受け、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、条例中の従業員の員数の規定について、指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所等が併設される場合に当該併設される事業所に配置しないことができる職員のうち「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改めます。

(施行期日：公布の日)

### 背景・経過

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)による栄養士法(昭和22年法律第245号)の改正に伴い、本条例の従うべき基準である指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)が改正され、令和7年4月1日から施行されました。

なお、改正後の受験資格が適用される管理栄養士試験は、令和8年3月に実施されます。